

岩手県告示第507号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）申請のあった年月日 平成21年5月15日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人まちづくり・ぐるっとおおつち
 - イ 代表者の氏名 小向幹雄
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県上閉伊郡大槌町港町2番2号
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、地域主導の住みよい環境及び情報化社会の実現を目指し、地方公共団体、学術研究機関、企業はもとより、各地域の町民、NPO等とのパートナーシップを推進し、情報化による便益が分け隔てなく享受でき、環境浄化と保全、福祉、社会教育の充実などの活動によって人々の暮らしを支え、豊かで安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。
- 2（1）申請のあった年月日 平成21年5月20日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ふる里福祉会
 - イ 代表者の氏名 鹿島文矢
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県紫波郡矢巾町内
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、障害のある人達に対して、1人ひとりのニーズに応じた「発達・自立支援」や「仕事支援」、「生き方支援」、「活動・参加支援」を行うことで、地域社会において自立した生活を営むことが出来るよう、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。